

平成 26 年度決算審査等の概要

— 平成 26 年度決算と戦後 70 年を経て提出となった旧外地特別会計決算 —

決算委員会調査室 松本 英樹

参議院では、決算審査を重視し、これまで、内閣に対し決算の早期提出を求め、自らも決算審査の結果を後年度の予算編成に反映させるべく早期審査に努めるなど、決算審査を充実させるための改革を行ってきた。その結果、平成 16 年 11 月には、平成 15 年度決算の秋の臨時会への提出が実現し、平成 19 年度決算まで、決算が提出された翌年の常会会期中に議了してきた¹。平成 20 年度決算以降は、衆議院からの予備費送付の遅れや政治情勢等の影響により、常会中に議了されない状態が続いたが、26 年 1 月に召集された第 186 回国会（常会）において、平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算が 2 か年度分一括して審査され、平成 24 年度決算は 5 年度ぶりに提出翌年の常会会期中に議了した。今回審査が行われた平成 26 年度決算²も、常会中に審査を終了し、平成 25 年度決算に引き続き、常会会期中の議了を達成した（図表 1 参照）。

また、昭和 19 年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和 20 年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算（以下「旧外地特別会計決算」という。）が、戦後 70 年を経て、第 190 回国会に提出された。同決算は、終戦時の混乱により会計資料が散逸したことなどから政府において作製が困難とされ、昭和 21 年制定の法律（「政府出資特別会計法外 21 法令の廃止等に関する法律」（昭和 21 年法律第 21 号））により会計検査院への送付及び国会提出が延期され、決算未了のまま現在に至ったものである。

本稿では、参議院決算委員会における平成 26 年度決算審査の概要と旧外地特別会計決算審査の概要を紹介する。

1. 平成 26 年度決算の審査経過

平成 26 年度決算は、第 190 回国会冒頭の平成 28 年 1 月 4 日に、平成 26 年度決算検査報告と共に国会に提出された。参議院においては、1 月 20 日に本会議で決算の概要報告及びこれに対する質疑が行われた後、決算委員会に付託され、同日、委員会において麻生財務大臣から決算の概要説明を、河戸会計検査院長から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。1 月 21 日に安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、その後、省庁別審査を計 6 回、5 月 9 日に麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、5 月 23 日には安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討

¹ 平成 16 年度決算については、提出時期である 17 年 11 月 20 日前後が国会閉会中であったため、国会への提出が第 164 回国会（常会）冒頭の 18 年 1 月 20 日となった。

² 平成 26 年度決算については、提出時期である 27 年 11 月 20 日前後が国会閉会中であったため、国会への提出が第 190 回国会（常会）冒頭の 28 年 1 月 4 日となった。26 年度決算は、これまでの決算審査では最速となる常会会期中の 5 月に議了した。

論及び採決を行うことによって、その審査を終えた。

そして、5月25日の本会議で、小泉昭男決算委員長から審査報告がなされ、平成26年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」を行った。

図表1 参議院における決議の議決（過去10年度分）

決算年度	国会提出日	議決年月日			
		決算委員会		本会議	
平成17年度	平成18年11月21日	平成19年6月11日	是認	平成19年6月13日	是認
平成18年度	平成19年11月20日	平成20年6月10日	否認	平成20年6月11日	否認
平成19年度	平成20年11月21日	平成21年6月29日	否認	平成21年7月1日	否認
平成20年度	平成21年11月24日	平成23年2月14日	是認	平成23年2月16日	是認
平成21年度	平成22年11月19日	平成23年12月7日	否認	平成23年12月9日	否認
平成22年度	平成23年11月22日	平成25年5月20日	是認	平成25年5月22日	是認
平成23年度	平成24年11月16日	平成26年6月9日	是認	平成26年6月11日	是認
平成24年度	平成25年11月19日				
平成25年度	平成26年11月18日	平成27年6月29日	是認	平成27年7月1日	是認
平成26年度	平成28年1月4日	平成28年5月23日	是認	平成28年5月25日	是認

（出所）参議院決算委員会調査室資料より筆者作成

2. 決算委員会における質疑の概要

ここでは、参議院決算委員会において、平成26年度決算の質疑で取り上げられた広範多岐にわたる問題のうち、次章で解説を加える決議に結び付いた議論等を紹介する。

（1）警察捜査における捜査書類及び証拠品の不適切な管理

警察捜査における捜査書類や証拠品の滅失又は散逸等を防止するためには、適正な保存が必要となるが、平成28年2月、大阪府警察管内の61警察署において、捜査書類及び証拠品が長期間放置された結果、約4,300事件で公訴時効が成立していたことが明らかとなった³。

委員会では、警察捜査における捜査書類及び証拠品の不適切な管理に対する受け止め方等についてただされた。これに対し、河野国家公安委員会委員長は、「捜査書類や、証拠品の不適切な管理が多く見られることは、警察として反省している。捜査幹部はもとより、第一線の捜査員一人一人が書類や証拠品の重要性を理解し、定められたルールで取り扱うことが大切である。そうしたことを警察関係者全員が理解できるように厳しく指導したい」旨答弁した⁴。また、警察庁は、「証拠物件の滅失又は散逸を防止するためには、十分な広さ、構造等を有する保管施設を確保することが必要であるため、都道府県警察の警察署の整備に対する補助金の算定の基礎に証拠物件保管庫の設置分を盛り込んでいる。加えて、平成23年度からは、公訴時効の廃止、延長に伴う保管証拠物件数の増加に対応するため、都道府県警察が民間倉庫を借り上げる際の補助金を予算措置している」旨答弁した⁵。

³ 警察庁「国家公安委員会委員長（代理）記者会見要旨」（平28.2.4）参照。

⁴ 第190回国会参議院決算委員会会議録第5号10頁（平28.4.13）

⁵ 第190回国会参議院決算委員会会議録第5号10頁（平28.4.13）

(2) 社会保障・税番号制度に関する個人番号カード交付の大幅な遅延等

国民全員に番号を割り当てる社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)は、平成27年10月から番号が通知され、28年1月から個人番号カードが順次交付され運用が始まっている。マイナンバー制度に関しては、28年3月末時点で211万通の通知カードが交付されていないこと、本制度を運営する地方公共団体情報システム機構(以下「J-L I S」という。)において、多額の費用を投じて整備したにもかかわらず、システムに度重なる障害が発生し、個人番号カードの交付が著しく滞っている事態が発生している⁶。

委員会では、マイナンバー制度関連システムの障害への対応策、システム障害が発生したことによる影響等についてただされた。これに対し、高市総務大臣は、「J-L I Sのシステムの不具合は非常に深刻な問題と捉えている。マイナンバー制度そのものの信頼を揺るがしかねない事象でもある。障害の原因は中継サーバー内の暗号処理装置の動作に関係する部分にあると考えられたため、改修を実施し、その後は重大な障害は生じていない。これからも、マイナンバーカードの円滑な交付に向けて、J-L I Sや市区町村と連絡を密にして取り組みたい」旨答弁した⁷。また、総務省は、「J-L I Sのシステム障害により、カード管理システムが一時不安定な状況となり、多くの市区町村においてマイナンバーカードの交付業務が行えなくなった事案が計7回発生している。不具合が発生した時間帯は、住民に対するカード交付ができないなど、カード交付に関する業務に支障が出たと認識している」旨答弁した⁸。

(3) 日本放送協会関連団体における不適正経理等

日本放送協会(以下「NHK」という。)においては、近年の相次ぐ不祥事により、平成18年6月に本院が「内閣に対する警告」を行っているが、今般、NHKの子会社等の関連団体において、新たに架空発注等の不適正経理が発覚した⁹。また、本院では、18年6月に会計検査院に対して「NHKの不祥事、関連団体の多額の剰余金について」検査要請しており、会計検査院からは、子会社等の関連団体の利益剰余金に関してNHK本体に還元させることが必要であると指摘されている。それにもかかわらず、報道によると、関連団体の利益剰余金の額は、18年度の744億円から26年度末に916億円へ増加しているとされる¹⁰。

委員会では、NHK関連団体における不適正経理の要因と再発防止に向けた取組等についてただされた。これに対し、靱井NHK会長は、「不祥事が起こった理由としては、コンプライアンスあるいは内部統制のルールが守られなかったことにある。我々としては、NHK本体においてもルールを守るように、最大限の努力をしている」旨述べた¹¹。また、関連団体の利益剰余金の取扱いに関して、「財務上の余力をそれぞれの会社ごとに検証した

⁶ 『日本経済新聞』(平28.4.21)夕刊、第190回国会参議院決算委員会会議録第5号32頁(平28.4.13)参照。

⁷ 第190回国会参議院決算委員会会議録第5号14頁(平28.4.13)

⁸ 第190回国会参議院決算委員会会議録第5号33頁(平28.4.13)

⁹ 『毎日新聞』(平27.6.30)

¹⁰ 『毎日新聞』(平28.2.5)夕刊

¹¹ 第190回国会参議院決算委員会会議録第5号31~32頁(平28.4.13)

上で、積極的に配当していくことを含め、NHKの財政、視聴者に対する放送サービスの充実に貢献するような施策を検討、実施したい」旨述べた¹²。

（４）公立学校施設の不適切な維持管理

平成26年度決算検査報告では、国庫補助事業により整備された616市町村の公立小中学校8,408校の学校施設について、会計検査院が建築点検及び消防点検の実施状況を検査したところ、①建築点検の義務がある5,267校のうち、694校で建築点検が適切に実施されていなかった、②建築点検及び消防点検による要是正事項があったにもかかわらず、3年以上是正されていなかったものが1万106件あったこと等が指摘された。

委員会では、国庫補助により整備された公立小中学校施設の維持管理に係る会計検査院の指摘と対応策等についてただされた。これに対し、馳文部科学大臣は、「学校設置者における維持管理の取組が不十分な理由は、地方の厳しい財政状況や維持管理の必要性等に対する認識の欠如などと認識しており、誠に遺憾に思っている」旨答弁し¹³、また、「公立学校の設置者に対し、平成27年10月、改めて維持管理における点検や早期是正の必要性等の周知と点検実施を要請するための通知を発出し、28年3月、維持管理の手法や事例等を示した手引の作成、周知を行った」旨答弁した¹⁴。また、全国の公立小中学校施設の維持管理状況を一斉調査することに関して、「維持管理を徹底させるためには、建築点検の確実な実施が必要であることから、今後、会計検査院が調査を行わなかった公立小中学校も含めて建築点検の実施状況について悉皆調査を行い、この調査を通じて建築点検の実施を促したい」旨答弁した¹⁵。

（５）独立行政法人日本スポーツ振興センターによる不適正な契約事務等

平成26年度決算検査報告では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）が行った新国立競技場の設計業務に係る契約事務等において、会計規則に違反して、契約締結日から最大9か月後に契約担当役の記名押印が行われていたこと、契約書に記名押印がないまま伝票が作成され支払が行われていたことなどが指摘された。

委員会では、新国立競技場建設に係る不適正な契約手続の発生原因及び再発防止の具体策、JSCの業務体制の改善に向けた取組等についてただされた。これに対し、馳文部科学大臣は、「決算検査報告において、契約に係る業務が会計規則等に違反していて不当と指摘されたことは誠に遺憾であり、大変重大な問題であると受け止めている。会計手続におけるチェック体制が万全であるか、規則を遵守する意識の徹底が図られているかといった観点から再発防止策が徹底されるように指導したい」旨答弁した¹⁶。また、大東JSC理

¹² 第190回国会参議院決算委員会会議録第5号31頁（平28.4.13）

¹³ 第190回国会参議院決算委員会会議録第2号13頁（平28.1.21）

¹⁴ 第190回国会参議院決算委員会会議録第9号22頁（平28.5.2）

¹⁵ 第190回国会参議院決算委員会会議録第9号23頁（平28.5.2）。文部科学省では、全国の公立小中学校施設の維持管理状況を一斉に調査するため、28年秋をめどに各市町村の教育委員会に調査票を配付し、28年度末までに取りまとめる方針との報道がなされている。『建設工業新聞』（平28.6.17）

¹⁶ 第190回国会参議院決算委員会会議録第10号39頁（平28.5.9）

事長は、「契約手続の進捗管理の徹底、出納担当部署や内部監査部署等による内部牽制体制の強化、役職員に対する意識の啓発等の改善を行うとともに、外部有識者で構成する運営点検会議を新たに設置し法人全体のガバナンスを点検するなど、経営改善に取り組んでいく」旨述べた¹⁷。

(6) 貸切りバス事業における不適切な運行管理

平成24年に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省では、貸切りバス乗務員の労務管理等の見直しなどの対策を講じてきたが、28年1月に長野県軽井沢町において貸切りバスが道路下に転落し、多数の犠牲者を出す重大事故が再び発生した。

委員会では、軽井沢町におけるスキーバス転落事故を受けた輸送の安全強化に向けた取組、再発防止策等についてただされた。これに対し、安倍内閣総理大臣は、「国土交通省の特別監査では、安全管理上極めて不適切な状況が確認された。このような悲惨な事故を二度と起こさせないよう徹底した原因究明を進め、その結果を踏まえ、再発防止に万全を期していく」旨答弁した¹⁸。また、石井国土交通大臣は、「有識者から成る軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を設置し、中間報告を取りまとめた。この報告の中で速やかに講ずべき事項とされた施策を速やかに実施するとともに、今後具体化を図るべき事項や引き続き検討すべき事項とされたものについても検討委員会で議論し、今年の夏までには総合的な対策を取りまとめ、逐次実施していく」旨答弁した¹⁹。

(7) 独立行政法人都市再生機構職員のコンプライアンスに反する行為

平成28年4月に独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）が行う千葉ニュータウン北環状線事業に関連して、補償業務等を担当していたURの複数の職員が、利害関係者から飲食等の接待を受けていたこと、また、URが実施した内部調査において、その事実を把握していなかったことが明らかとなった²⁰。

委員会では、UR職員によるコンプライアンス違反への対応策等についてただされた。これに対し、石井国土交通大臣は、「UR職員によるコンプライアンス違反は極めて不適切な行為であり、国民の信頼を失う事態が生じたことは大変遺憾である。特に、URがコンプライアンスの観点からこれまで行ってきた内部調査の限界が明らかになり、結果的に不十分な調査であったと言わざるを得ないと考えている。URからは、今後、改めて第三者による調査を行い、その結果を踏まえ、該当する職員については内規に基づき厳正かつ適切に対処すると聞いている。調査等について適切に行うとともに、二度とこうした事態が起らないよう、再発防止の措置を講じ、その内容を報告するよう指示した。URにおいては、コンプライアンス体制の在り方も含めて徹底した検証を行ってほしい」旨答弁した²¹。

¹⁷ 第190回国会参議院決算委員会会議録第10号38頁（平28.5.9）

¹⁸ 第190回国会参議院決算委員会会議録第2号37頁（平28.1.21）

¹⁹ 第190回国会参議院決算委員会会議録第8号32頁（平28.4.25）

²⁰ 『日本経済新聞』（平28.4.14）

²¹ 第190回国会参議院決算委員会会議録第8号28頁（平28.4.25）

（８）三菱自動車工業株式会社による車両燃費試験の不正な操作

平成 28 年 4 月に三菱自動車工業株式会社（以下「三菱自動車工業」という。）が、国土交通省に提出する燃費試験データを意図的に改ざんしていたこと、また、少なくとも 25 年前から関係法令の規定とは異なる方法により燃費試験を実施していたことが明らかとなった²²。

委員会では、三菱自動車工業の燃費試験データの改ざん問題に対する対応方針、燃費試験における国土交通省の審査体制の在り方等についてただされた。これに対し、石井国土交通大臣は、「三菱自動車工業のコンプライアンスに対する基本的な姿勢に疑問を持たざるを得ず、極めて遺憾である」旨答弁し²³、また、「この不正行為は、国の自動車審査の信頼性を根本から損なうだけでなく、我が国の自動車産業への信頼を傷つけ、ユーザーにも大きな不信感を与えるものであり、断じて許すことはできない。データの改ざん等があった車種について、本来の正しい方法により早急に測定する必要がある。独立行政法人自動車技術総合機構における確認試験の結果や、三菱自動車工業からの報告等を踏まえ、必要な対応を行いたい」旨答弁した²⁴。また、同機構における確認試験に関して、「これまで自動車メーカーから提出されるデータを信頼して試験を行ってきたが、その信頼が損なわれた事態であるため、改めて試験の在り方も含めて見直しを行いたい」旨答弁した²⁵。

（９）東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等

東日本大震災からの復旧・復興事業のうち、津波対策に係るソフト施策として、市町村等においては、緊急避難場所、避難路等を定めた津波避難計画の策定や、津波浸水区域、津波到達時間等の危険情報を定めた津波ハザードマップを作成している。本院からの検査要請に基づき、会計検査院が東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等を検査したところ、被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた沿岸 6 県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）管内の 33 市町のうち、14 市町において津波避難計画が策定されていないこと、7 市町において津波ハザードマップが作成されていないことが明らかとなった。

委員会では、津波避難計画や津波ハザードマップが策定されていない市町村等への支援の在り方等についてただされた。これに対し、消防庁は、「東日本大震災の教訓や知見を踏まえ、津波避難対策推進マニュアルを平成 25 年 3 月に改訂し、地方公共団体に対しては、緊急避難場所や避難路等の指定、あるいは伝達体制の整備などの津波避難対策について、計画に定めるとともに、その推進が図られるよう取り組んできた。また、津波避難タワーの整備や、津波浸水想定区域内からの公共施設等の移転などについては、地方財政措置による財政支援を行っている」旨答弁した²⁶。また、国土交通省は、「津波ハザードマップについては、国土交通省が沿岸 6 県の全ての 96 市町村について行った平成 27 年 3 月末現在

²² 三菱自動車工業プレスリリース「当社製車両の燃費試験における不正行為について」（平 28. 4. 20）及び「当社製車両の燃費試験における不正行為に係わる国土交通省への報告について」（平成 28. 4. 26）

²³ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号 28 頁（平 28. 4. 25）

²⁴ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 3 頁（平 28. 5. 9）

²⁵ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号 28 頁（平 28. 4. 25）

²⁶ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 11 頁（平 28. 5. 9）

の調査結果では、82市町村、85%で作成されている。津波ハザードマップの作成に対して防災・安全交付金による財政的支援を行うとともに、ハザードマップ作成マニュアルの整備等による技術的支援を引き続き実施していく」旨答弁した²⁷。

(10) 高規格幹線道路の暫定2車線区間の整備・管理等の改善

国土交通省及び高速道路4会社（東日本、中日本、西日本、本州四国連絡各高速道路株式会社）は、完成時に4車線とする高速道路のうち、当面、交通量が少ないと見込まれる道路については、整備計画等において、暫定2車線道路として供用している。会計検査院が検査したところ、暫定2車線道路としての供用が長期化する傾向にあり、供用車線以外の2車線分の取得用地が道路として利用されていないこと、高規格幹線道路の対面通行部に防護柵を備えた中央帯があれば、防止できたと見られる対向車線への逸脱事故が多数発生するなど、高規格幹線道路の機能が十分に発揮されていないことが指摘された。

委員会では、暫定2車線道路での交通事故の状況、暫定2車線道路の安全確保策等についてただされた。これに対し、石井国土交通大臣は、「暫定2車線区間は、対面交通が基本となっているため、4車線以上の中央分離帯が設置されている区間と比較して死亡事故の発生する確率が約2倍であり、一度事故が発生すると重大な事故になるなど、安全性に課題がある」旨答弁した上で²⁸、「安全性確保の観点から、現在のラバーポールの構造の見直しについても検討したい」旨答弁した²⁹。一方で、暫定2車線を完成2車線へ規格変更することに関しては、「地元から4車線化の要望が非常に強いこともあり、将来の需要予測等を踏まえた場合、4車線化が必要との判断もあるため、有識者や地元の意見等も踏まえながら慎重に検討する必要がある」旨答弁した³⁰。

(11) 防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理

平成26年度決算検査報告では、防衛省が行う防衛装備品のライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）の算定及び検証について、会計検査院が検査したところ、①LCCの算定に当たり、防衛装備品の取得、運用、維持等に係る契約金額のデータの収集等が適切に行われていないこと、②その検証に当たり、一部の費目について見積値と実績値にかい離が生じた原因を分析していないことなどが指摘された。

委員会では、防衛装備品のライフサイクルコスト管理に係る会計検査院の指摘とその改善策等についてただされた。これに対し、中谷防衛大臣は、「平成27年10月に防衛装備庁が設置され、これを機会に二度とこのような指摘を受けないような体制を構築しなければならないとの認識の下、三つの柱を立てた。第一に、関係職員に対する再発防止策の周知徹底、第二に、企業に対する抜き打ち調査等を通じた法令遵守体制の確認、第三に、防衛装備庁に新たに監察、監査部門を設置することによる監査機能の充実強化の措置を講じた。

²⁷ 第190回国会参議院決算委員会会議録第10号11頁（平28.5.9）

²⁸ 第190回国会参議院決算委員会会議録第10号23頁（平28.5.9）

²⁹ 第190回国会参議院決算委員会会議録第10号24頁（平28.5.9）

³⁰ 第190回国会参議院決算委員会会議録第10号24頁（平28.5.9）

今後、装備品の調達に適正化に厳に努めたい」旨答弁した³¹。

3. 平成 26 年度決算の審査結果

(1) 決算の是認

平成 26 年度決算は、平成 28 年 5 月 23 日の参議院決算委員会での採決の結果、多数をもって是認することとし、また、「内閣に対する警告」は全会一致をもって議決された。また同日、「平成 26 年度決算審査措置要求決議案」を全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定したほか、国会法第 105 条の規定に基づき会計検査院に対し会計検査の要請を行った（後掲(5)参照）。5 月 25 日の参議院本会議においては、平成 26 年度決算は多数をもって是認することとし、「内閣に対する警告」は多数をもって議決された³²。

(2) 決算に対する各会派の賛否及び意見

平成 26 年度決算は、第 2 次安倍内閣が概算要求段階から編成した初の予算の執行実績である。

同決算の委員会採決において、自由民主党、公明党は決算の是認に賛成、民進党・新緑風会、日本共産党、おおさか維新の会、日本を元気にする会・無所属会、社会民主党・護憲連合は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである。

民進党・新緑風会は反対理由として、平成 25 年度比で新規国債発行額が 4.9 兆円減となるなど、財政の改善が進んでいるように見えるが、旧態依然としたばらまきの予算編成によって、歳出抑制が十分になされない上、税収増が国の長期債務の抑制に結び付いておらず、公債依存度が依然として高い水準にとどまっていること、また優先的に実施すべき事業に対し弾力的かつ必要な予算額が計上されず、適切な執行がなされていないことを指摘した。

日本共産党は反対理由として、社会保障の充実を口実に消費税率を 8% に引き上げ 5 兆 2,000 億円もの増税をしながら、実際には社会保障抑制を更に進めたこと、防衛関係費の決算は前年度比 5.6% 増の 5 兆 628 億円と決算ベースで初めて 5 兆円を突破するとともに、F35 戦闘機や無人機の導入により周辺諸国の軍事的緊張を高めていること、国土強靱化の名目で外環道や国際コンテナ戦略港湾など大型開発の公共事業を推進し 7 兆円台の決算を維持していることなどを指摘した。

社会民主党・護憲連合は反対理由として、消費税率の 8% への引上げを前提とし、復興特別法人税の前倒しの廃止などの一方、診療報酬の実質マイナス改定、70 歳から 74 歳の医療費窓口負担の引上げなどの社会保障の切下げを進めたこと、国土強靱化やオリンピック、競争力強化等を名目とした不要不急の大規模公共事業が拡大したこと、国家安全保障戦略及び新防衛大綱、新中期防衛力整備計画を受けた防衛予算が 2 年連続増額となったこ

³¹ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 6 号 14 頁（平 28.4.18）

³² 「内閣に対する警告」について、日本を元気にする会・無所属会は、決算委員会（割当 1 名）において賛成したが、本会議において所属議員のうち 1 名が反対ボタンを押したため、全会一致ではなく多数となった。

となどを指摘した。

(3) 内閣に対する警告

決算に関する参議院の議決を構成する「内閣に対する警告」は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているもの、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、国会の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。この「内閣に対する警告」は、全ての会派の合意に基づいて議決することを例としており、今回も決算是認の賛否にかかわらず、委員会においては全会派が賛成している（平成 28 年 5 月 25 日の参議院本会議においては、多数をもって議決）³³、平成 26 年度決算に関して議決した「内閣に対する警告」の項目は、図表 2 のとおりである³⁴。この警告に対し、安倍内閣総理大臣は、5 月 25 日の参議院本会議において、「誠に遺憾である。これらの決議の内容は、政府として重く受け止めるべきものと考えており、決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることがないように改善、指導していく」との所信を述べた³⁵。

図表 2 内閣に対する警告の項目

1. 警察捜査における捜査書類及び証拠品の不適切な管理について
2. 社会保障・税番号制度に関する個人番号カード交付の大幅な遅延等について
3. 日本放送協会関連団体における不適正経理等について
4. 公立学校施設の不適切な維持管理について
5. 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる不適正な契約事務等について
6. 貸切りバス事業における不適切な運行管理について
7. 独立行政法人都市再生機構職員のコンプライアンスに反する行為について
8. 三菱自動車工業株式会社による車両燃費試験の不正な操作について

(4) 平成 26 年度決算審査措置要求決議

参議院決算委員会における「措置要求決議」とは、「内閣に対する警告」の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、「内閣に対する警告」の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に、制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に改善を求めるものである。この「措置要求決議」は「内閣に対する警告」同様、全ての会派の合意に基づいて議決することを例としており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。平成 28 年 5 月 23 日の決算委員会におい

³³ 前掲注 32 を参照。

³⁴ 決議本文は以下を参照。〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/190/k010_16052501.pdf〉（平 28. 7. 8 最終アクセス）

³⁵ 第 190 回国会参議院本会議録第 30 号（平 28. 5. 25）

て、平成 26 年度決算審査における議論を踏まえて議決した「措置要求決議」の項目は、図表 3 のとおりである³⁶。

図表 3 平成 26 年度決算審査措置要求決議の項目

1. 地域再生計画において設定された目標の低調な達成状況等について
2. 東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等について
3. 外務省の調達代理方式無償資金協力事業における目標設定及び事後評価の実施について
4. レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合等の改善について
5. 介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し等について
6. 農林漁業における新規就業者の定着に係る支援事業の改善について
7. 有明海再生関係事業の効果の検証等について
8. 国有林野事業の運営の改善について
9. 高規格幹線道路の暫定 2 車線区間の整備・管理等の改善について
10. 空港施設の不適切な維持管理について
11. 土砂災害対策に係る事業の改善について
12. 防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理について
13. 裁判所における郵便切手に係る不適切事務について

(5) 会計検査院への検査要請

参議院決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第 105 条の規定に基づき、会計検査院に対して会計検査の要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、参議院決算委員会は、平成 26 年度決算審査を踏まえ、平成 28 年 5 月 23 日、会計検査院に対し、「日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について」の検査要請を行った。

4. 旧外地特別会計決算審査の概要

(1) 旧外地特別会計決算の審査経過

旧外地特別会計決算は、平成 28 年 1 月 4 日に国会に提出され、5 月 2 日に本委員会に付託された。委員会においては、5 月 9 日に麻生財務大臣から概要説明を聴取し、5 月 9 日及び 23 日に平成 26 年度決算外 2 件等と一括して質疑を行った。5 月 23 日に討論の後、採決の結果、旧外地特別会計決算は、多数をもって是認すべきものと決定した。また、小泉委員長より、「昭和 19 年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和 20 年度朝鮮総督府特別会計

³⁶ 決議本文は以下を参照。<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/190/k028_16052301.pdf> (平 28. 7. 8 最終アクセス)

等決算審査措置要求決議案」が示され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。

(2) 決算委員会における質疑の概要

政府が戦前に海外の旧日本領を運営するため設けた旧外地特別会計のうち、昭和 19 年度及び 20 年度分については、収入や支出を記録した資料の多くの部分が現存しないなど、終戦時の混乱の中での会計資料の散逸等を理由として政府が決算を作成することが困難な状況であった。そのため、両年度の決算は、昭和 21 年制定の法律により、会計検査院への送付及び国会提出が延期されてきたが、戦後 70 年の節目に可能な範囲で作成し国会提出すべきではないか等の声も挙がったため、政府は、両年度の決算を作成し、会計検査院による検査を経て、平成 28 年 1 月 4 日に国会に提出した。しかし、両年度の決算は、歳入歳出共に各科目の内訳についてはほとんど記載がなく、予算が適正かつ効率的に執行されたかなどを検証することは事実上不可能な状態となっている。

委員会では、旧外地特別会計決算の提出経緯、旧外地特別会計に属する債権の取扱い等についてただされた。これに対し、外務省は、「法律により、旧外地特別会計の昭和 19 年度又は 20 年度の歳入歳出決算の会計検査院への送付及び帝国議会への提出は当分の間延期できるとされていたが、70 年の時間がたち、同決算の国会提出を延期し続けている現在の状態に区切りを付けること自体に意味があるとの判断から、当時の予算書、日本銀行の国庫出納金記録等を基に可能な限りの整理、記載を行い、国会提出した」旨答弁した³⁷。また、旧外地特別会計に属する債権の取扱いについて、外務省は、「旧外地特別会計に属する債権債務関係の処理は、政令に基づき一般会計に帰属することとなる。したがって、今後、当該権利義務の承継に伴い生じ得る業務等については、必要に応じて一般会計で対応することになる」旨答弁した上で³⁸、「外務省に問合せ窓口を設置するとともに、告示等を通じて案内を行っている。今後、個別の問合せについてはこの窓口を通じて誠実に対応していく」旨答弁した³⁹。

(3) 「昭和 19 年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和 20 年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議」

今回、戦後 70 年を経て提出に至った旧外地特別会計決算については、同決算の処理が長年にわたり延期されてきたことを踏まえ、旧外地特別会計に属していた債権・債務について十分な周知を行うとともに、照会対応を徹底するなど対応を行う必要がある等の理由から、全ての会派の合意により、平成 28 年 5 月 23 日の参議院決算委員会において、「昭和 19 年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和 20 年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議」が議決された⁴⁰。

³⁷ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 21～22 頁（平 28. 5. 9）

³⁸ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 22 頁（平 28. 5. 9）

³⁹ 第 190 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 22 頁（平 28. 5. 9）

⁴⁰ 決議本文は以下を参照。〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/190/k028_16052302.pdf〉（平 28. 7. 8 最終アクセス）

5. 決算審査をめぐる今後の課題

(1) 決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保する有効な取組

平成 26 年度決算では、内閣に対する 8 項目の警告決議、内閣及び最高裁判所に対する 13 項目の措置要求決議が議決されたが、これらの決議は、本会議、決算委員会における審査の結果、より適正な予算執行等が必要と判断され、国会の財政統制機能の観点から与野党協調の下に政府等の行財政運営に改善を求めたものである。今回の警告決議では、マイナンバー制度に関する個人番号カードの交付がシステム障害等により大幅に遅延していることから速やかにその遅れを解消すべきといったものや、JSC が新国立競技場の設計業務などの契約で不適切な処理を行っていた問題を受けて会計手続の確認体制の整備など業務体制を抜本的に改善させるべきといったもののほか、NHK 関連団体の不祥事に関連して NHK による徹底的な全容と原因の解明、再発防止の徹底により視聴者の信頼を回復すべきといったものなど、社会的な関心が高く、現時点で国会として意見を表示しておくべき事項が多く挙げられた。安倍総理は、これらの警告決議の採択を受けて「誠に遺憾である。政府として重く受け止めるべきものと考えている」旨答弁しており⁴¹、各省庁、独立行政法人等は、これらの決議をしっかりと受け止め、是正改善に向けて取り組む必要がある。また、決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保するためには、決議に対する措置状況を決算委員会においてフォローアップすることや、対応が不十分であった場合には再度改善を促すなど、継続的な監視を行うことにより、予算の適切かつ効率的な執行への牽制機能を効かせることが重要である。

(2) 参議院における決算審査の更なる充実に向けて

国家財政がひっ迫し、限られた予算をいかに効果的・効率的に使っていくか国民的な関心が高まる中で、今後、参議院の決算審査の更なる充実に向けた取組が進められ、一層適正な予算執行につながっていくことが求められる。そのためには、会計検査院の決算検査報告や、財務省の予算執行調査、総務省の行政評価、内閣府の行政事業レビュー等を一層活用することも効果的である。決算を重視する参議院では、決算審査の過程で明らかになった問題について、活発に議論を行い、制度の改善を含め国の予算執行の是正改善を積極的に促していくことが重要であり、その際、国の政策や事業の実績評価を行ったこれらの資料を十分に活用することは有効と考えられる。

また、会計検査院への検査要請を積極的に活用することも重要である。参議院決算委員会では、国会法第 105 条に基づいて、これまでに 36 件の検査要請を行ってきた（平成 28 年 5 月末現在）。平成 26 年度決算審査においても「日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について」の検査要請を行っているが、会計検査院からの結果報告は、事案の問題点等を客観的に明らかにするほか、今後の政策を判断する材料として有益なものであるため、これを有効に活用することも求められる。

決算審査は、審査日程を含めて様々な政治情勢の影響を受け、大幅に審査が遅延する場

⁴¹ 前掲注 35

合もかつては見られたが、平成 26 年度決算は、与野党が協調して決算審査の迅速化を図った結果、会期中に議了することとなった。決算審査の本質は、その審査を通じて、内閣に対する警告等を発することなどにより、審査結果を政府の予算編成・執行に反映させることにある。その意味で、早期審査は非常に重要と考えられる。今後も決算審査の更なる充実に向けて党派を超えた取組が継続されることを望みたい。

（３）旧外地特別会計決算についての今後の課題

今回、旧外地特別会計決算が戦後 70 年を経て提出されたが、同決算の処理が長年にわたり延期されてきたこと、同決算は歳入歳出の各科目の内訳が記載されていない不完全なものであることを政府は真摯に受け止める必要がある。また、旧外地特別会計の決算上の剰余金・積立金等の額（約 8 億円）は、法令に基づき、一般会計の歳入に繰り入れられ、各特別会計に所属していた権利義務は、一般会計に継承されることとなった。これに伴って、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権については、平成 28 年 1 月に外務省内に問合せ窓口が設置されたが、問合せの受付は最大 10 年間（平成 38 年まで）の時限的な措置となっている⁴²。今後生じる可能性のある債権債務の処理に対して十分な周知を行うとともに照会対応を徹底するなど、誠実に対応する必要がある。

（まつもと ひでき）

⁴² 「旧外地特別会計に属する日本政府に対する債権に関する問合せ」についての詳細は、以下の外務省ホームページを参照。〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_000297.html〉（平 28. 7. 8 最終アクセス）